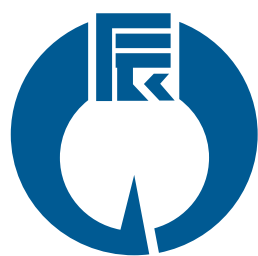


編集・辰野町議会広報委員会
発行・辰野町議会



辰野町 議会だより



～辰野の夏 緊張の夏～

第**38**号
平成22年(2010年)
8月1日



県大会に向けて

6月定例会

総務産業建設常任委員会活動からP 2～3
社会福祉教育常任委員会活動からP 3～5
辰野町議会開設55年記念行事P 5
議会開設55年に関する決議P 6
議会運営委員会報告P 6

委員会活動から

総務産業建設常任委員会

● 条例審査

● 陳情審査



条例審査

■ 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について

これは、下水道排水設備工事の責任技術者の登録及び更新事務を、財団法人長野県下水道公社が実施することに伴い、条例の一部を改正したいとするものであります。

この改正点の主な点は現行の条例に新たに「責任技術者は財団法人長野県下水道公社が実施する下水道排水設備責任技術者資格認定共通試験に合格し、公社に登録したものをいう」を加えたものであります。今までは町が登録事務を行っていたものを公社で行うとしたものです。

委員から改正の利点についての質問があり、責任技術者証の登録が県下一括となるので、町は事務の軽減がはかられ、業者にしても各市町村への責任技術者登録手続きが省け、費用削減

陳情審査

などメリットがあるとの説明がありました。委員全員一致で可決としました。

■ 長野県地方税共同化に関し県に意見書を提出することを求める陳情

提出者
長野県税金オンブズマン
代表委員 毛利 正道

本陳情は、長野県が各自自治体の地方税の滞納増加に対処するため、徴収態勢強化の共同化機構設置を進めていることに対し、さまざまな人権侵害や、中小企業の倒産・雇用喪失を招くことがたいへん危惧されることから、地方税の共同化は反対であり、仮に実施する場合は、併せて公的なオンブズマンを置くなど、適正公平な運用に努め、人権侵害を生まないための措置を盛り込むべきであるとの意見書を長野県に提出することを求める陳情です。

委員から今進められてい

る長野県地方税共同化機構の経緯などの説明の求めに対し、町はすでに同機構に参加し共同化への作業を進めており、大口および悪質な滞納者など整理困難な案件に絞り対応したいとし、税の公平性の確保と滞納額の縮減を図るために共同化は必要との説明がありました。

また委員から不況による失業者および中小企業者への配慮も必要との意見もありましたが、滞納整理困難事案への対応については専門的徴収方法による共同化機構の活用は必要との意見で一致したため、この陳情は委員全員一致にて不採択としました。



■ 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連公共事業予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情について

提出者
国土交通省管理職ユニオン
中部支部
執行委員長 青山 一雄

本陳情は、全国各地で地震による災害、台風や豪雨による風水害、土砂災害が発生し、国民の生命や財産が失われている中で、国民の安全・安心の生活実現のため社会資本・生活基盤整備、防災対策や施設の維持管理はますます重要となっているが、一方で政府は、国の出先機関の組織の廃止と併せ人員の削減を地域主権戦略会議および行政刷新会議の事業仕分けなどで検討をしています。

また全国知事会の「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」では8府省17機関の国の出先機関原則廃止の中間報告が出されました。

しかし、地域住民が安全・安心して暮らせる生活実現のためには、防災・生活関連予算の拡充は必要であり、これまで事務所・出張所は河川改修事業や維持管理、砂防事業の推進、災害復旧等において国責を担って迅速に対応してきました。またこれからの事業を執行していく上で組織、人員の確保など業務執行体制の拡充が必要です。

- このことから安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求めため、次の項目
1. 地方分権については、住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・使途など国民的議論を踏まえて結論を出すこと。
 2. 防災、生活関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。
 3. 直轄で整備・維持管理している河川行政は、引

き続き国の責任で執行し、地方整備局事務所・出張所の廃止や地方移管は行わないこと。

について関係機関に意見書の提出を求める陳情です。委員から地方出先機関の廃止は、末端地方への予算切り捨て、災害時の緊急対応体制・生活基盤の整備、防災対策や施設の維持管理などの遅れが危惧されるとして、委員全員一致にて採択しました。



天竜川激特事業

委員会活動から

社会福祉教育常任委員会

● 請願審査

● 請願審査

■ 少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

提出者
辰野町公立学校教職員組合
執行委員長 前原 修
紹介議員 永原良子

本請願は、平成23年度の国の予算編成にあたり、どの子にも行き届いた教育をするために少人数学級の早期実現と、教職員定数増を求める意見書を、政府ならびに関係行政官庁に提出することを要望する請願であります。

委員会では国の学級の基準は40人であり、長野県の実施している学級の基準は小学生が35人であること、これによる町内の学校でのクラス編成や、教職員の加配の状況などの説明を受けました。

更に、日本のGDPに占める教育費の割合はOECD

D加盟29カ国の平均が5.3%に対し日本は3.6%であり29カ国中28番目であること、又文科省の平成23年度概算要求は35人学級を基に、教育一括交付金として教育だけに使うべき要求をする、予定である旨の説明でした。

先進諸国における学級編成基準については、ドイツで初等教育1124人、前期中等教育1124人、後期中等教育1119・5人であり、併せてアメリカ・イギリス・フランス・ロシアなどの編成基準の説明もありました。

請願理由に、不登校やいじめ、荒れ、学級崩壊など心を痛める事態が発生している現状であり、少人数学級にすべきであるとしているものの、委員からは少人数学級とは切り離して検討すべきである、との意見がありました。

教職員定数増については、一定の理解も出来るがそれ以前に教職員の仕事を量を見直す必要性を感じると

した意見でした。

委員会としては、請願理由に一部矛盾点を感じるが、子供の教育環境を考えた時、現在の国の基準よりは更なる少人数学級、及び教職員定数増が望まるとし、委員全員が本請願の趣旨に賛成し、意見書を提出すべきとして採択としました。

意見書

次代を担う子どもたちの健やかな成長の為に、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1. 国の責任において「少人数学級」を実現することを含めた、次期定数改善計画を早期に策定すること。また、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
- 2. 現行の複式学級の編制基準を改善すること。

義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願

提出者

辰野町公立学校教職員組合
執行委員長 前原 修
紹介議員 永原良子

本請願は平成23年度国の予算編成にあたり

- 1. 国の責務である教育水準の最低保証を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。
- 2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを還元すること。

当などを還元すること。の意見書を、国の関係機関に提出するよう要望した請願であります。

三位一体改革と義務教育費圧迫の関連が不明確であるという指摘には、地方交付税に含まれる義務教育費も、地方財政の厳しい現状では減額を強いられるだろうという事です。従って、国の責任において義務教育の機会均等を目指した、

義務教育費国庫負担制度を堅持することが必要であるとししました。

請願の趣旨に賛同し、委員全員賛成にて意見書を提出すべきであると採択としました。

意見書

義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、平成23年度予算編成において次の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担率を2分の1に還元すること。
- 2. 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを還元すること。



理科で使用している教材

長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

提出者

辰野町公立学校教職員組合
執行委員長 前原 修
紹介議員 永原良子

本請願は、平成23年度長野県の予算編成に当たり、どの子にも行き届いた教育をするため県に求めるものであります。

県独自の30人規模学級は

平成22年度から小学校6年まで実施されましたが、今後更に中学まで広がることを求めています。

委員からは請願理由における生活集団と学習集団が一致している事が望ましい、という事と複式学級の解消とは矛盾しているのではないかと、といった意見が出されました。

又、複式学級を解消し1人2人の生徒を始業から終業まで付き切りでの学校生活が、本当に子供の為になるのか、危惧される意見が出されました。

複式学級を解消するからには学習効果、社会性が身につくのか総合的に検討すべきであり解消ではなく複式学級の改善が妥当ではないかと、といった意見が出されました。

委員会としては、検討の結果、趣旨のとおり長野県知事宛に意見書を提出すべきとして、委員全員一致にて採択としました。



西小学校授業風景

意見書

次代を担う子どもたちの健やかな成長のために次の事項を実現するよう、強く要望します。

記

1. 県独自の「30人規模学級」を中学校全学年へ早期に拡大すること。
2. 現行の複式学級の編制基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。
3. 県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

辰野町議会開設55年記念行事

辰野町議会は昭和30年、辰野町と朝日村が合併し、新生辰野町が発足したのに伴い、同年5月初の町議選により議員定数26名で開議が始まり、その後川島村・小野村との合併も行われ、以来議員定数の増減を経て、現在は14名で構成しております。

今年、議会開設55年の節目を迎えるにあたり、これを契機として、今年4月全議員参加のもと、先人たちの英知と努力で築かれた歴史を振り返るとともに、「町民に開かれ、信頼される議会の実現を目的」に実行委員会を立ち上げ、各事業・行事の責任者を中心に進めることとしました。

行事計画

- ★記念植樹
5月20日 荒神山公園
- ★議会開設55年に関する決議・地方議会制度の拡充強化を求める意見書
6月定例議会
- ★記念誌発行
議会だより増刊
- ★記念講演
11月6日 町民会館
講師・NHKアナウンサー 山本 哲也 氏
- ★記念式典
11月6日
JAマリーパレスたつの
- ★中学生議会
2月 町議会議事堂
- ★会議規則・傍聴規則・委員会条例の改定（二次）
3月定例議会
- ★各種団体との懇談会

議会研修視察報告

研修地（旭川・富良野・三笠市・小樽・札幌）

議会では、6月29日から4日間「北の大地に翔ぶ」観光立町を目指して」と題し、議会に関する条例や観光立町を目指した各地の取組について研修視察を行いました。

止し、見せる観光農園に転換し日本一の観光地に育てた苦労が印象的でした。また、札幌場外卸売市場における北海の新鮮魚介類の輸送体制・流通を見学し、その実態に驚嘆しました。

メインは、来年度当町議会が計画している議会機能が高め、町民意思を的確に町政に反映する開かれた議会実現のため、条例制定の先進議会である三笠市議会を研修視察したものです。

各議員とも頭いっぱい新しい知識を吸収し、4日間の研修を終了しました。

観光及び町おこしの先進地、旭川市あさひやま動物園を視察し工夫を凝らし展示することで、日本一の入園客の動員を誇る動物園の視察をしました。そこでは白熊・ペンギン・オランウータンなどが暑さの中頑張っていました。また、上富良野「ファーム富田」では苦節50年の香料生産を廃



議会開設55年に関する決議

議会開設55年事業の一環として、6月定例議会初日、辰野町議会議員としての姿勢を改めて自覚し、改革と躍進を目指して邁進していくことを決意し、併せて町政に対する一層の献身を誓い、次により全議員で決議致しました。

辰野町議会開設55年に関する決議

議会は、地方自治の要であり、民主政治の根幹である。

辰野町議会は、昭和30年4月1日、第1回臨時議会が開催されて以来、本年は55年目を迎える記念すべき年である。

その間、戦後の混乱から高度経済成長、平成に入ってからバブル崩壊ならびに金融危機など、我が辰野町議会は幾多の困難に直面しながらも地域住民の要請に応え、今日の辰野町を築いてきた。こうした歴史の重みの上に、現在の平和と繁栄がある。

一方、少子・高齢化、雇用対策、地域医療など早期に解決すべき課題を数多く抱えている。

我々は、これらの課題を一丸となって解決し、安心して豊かに暮らせる「ほたるの町たつの」を次世代に引き継いでいかねばならない。

今年、辰野町議会開設55年を迎えるに当たり、先人の英知とたゆまぬ努力によって築き上げられた貴重な歴史を振り返り、ここに本町が持つ悠久の歴史や伝統文化、そして豊かな自然環境を守り、新時代の地方自治を切り開いていく事を決意し、凛として町民の負託に応えるべく、一層の献身を誓うものである。

平成22年6月2日

長野県辰野町議会

更に地方議員が住民の負託にこたえ、市町村の発展を目指して、地方議会制度の充実強化を求め、次の趣旨により意見書を国の関係機関へ提出しました。

記

1. 地方議会制度については、平成18年の地方自治法の改正により一定の措置が図られたが、残された課題が多くあり、地方議会がその役割と機能をさらに強力に発揮していく為には、尚一層の取り組みが必要である。
2. 国においては、地方議会の機能を一層充実強化する為抜本的な制度改正を図ると共に、議員の法的位置付けを明確にするよう、地方自治法に議員の職責・職務を明文化し、この位置付けに相応しい諸制度の改正を早急に図られるよう強く要望する。としました。

議会運営委員会報告

「開かれた議会」を目指した委員会条例・会議規則などの全条文の見直し実施

- 標記の件については、第二次議会活性化委員会活動と相まって、議会開設55年記念の節目事業としても位置付けられ、昨年12月から取り組みを開始いたしました。全議員の提出した「活性化のための提案書」に基づき、既存の条例・規則・基準に至るまで、55年間積み上げられた条文を見直しました。
- そのための議会運営委員会8回、全員による活性化委員会2回をもって、6月議会に提案し可決されました。その内容は、
1. 委員会条例の一部改正
 - 目的条文の新設や記録条文の改正など現状に照らした内容・分かりやすい表現に改めました。
 2. 会議規則の一部改正

目的条文の新設、会議録条文の改正などのほか、質疑の回数は現行2回を3回に改め、議員の発言回数に機会を増やしました。

3. 傍聴規則の一部改正

これまで以上に開かれた議会とするため、時代にマッチしたルールに見直しを行いました。

また、「議会運営基準」を見直したことにより、新たに「全員協議会開催要項」「申し合わせ事項」も制定し、議会の透明性や議員のあり方についても一定の方向付けがなされました。

さらには、来年3月議会では、選挙後の新議会を見据えた条例・規則の改正が計画されております。加えて、議会の最高規範とされる「議会基本条例の制定」に向けて、先進事例の研究・現地視察などを行いながら、辰野町議会の身の丈に合った条例づくりに前進すべく、議員全員で活発な議論を継続的に行ってまいります。